

平成20年度から 健診制度が変わります

これまで市が実施してきた基本健康診査が平成20年度から制度改正により40歳から74歳までの方は内臓脂肪症候群（いわゆるメタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査に変わります。

また、特定健康診査の実施主体がこれまでの市町村から医療保険者へ変わることにより、年齢、加入健康保険毎に次のように変わります。

最近「おなかがぼっこりしてきた…」 「ズボンがきつくなった…」 という人はメタボリックシンドロームの危険信号です。メタボリックシンドロームは、おなかの内臓のまわりに脂肪がたまることによって起こります。その状態を放置すると動脈硬化を引き起こし、命にかかわる病気を招きます。

メタボリックシンドロームの診断基準

腹囲（へそ周り）が

男性85cm以上、女性90cm以上

かつ下記の2つ以上の項目に該当する方。

① **脂質異常**

HDLコレステロール<40mg/dl未満、または、コレステロールを下げる薬を服用

② **高血圧**

収縮期血圧 \geq 130mmHgかつ拡張期血圧 \geq 85mmHg、または血圧を下げる薬服用

③ **血糖値**

HbA1c \geq 5.5%、または、インスリン注射または血糖を下げる薬を服用

○ **30歳～39歳までの方**

加入している健康保険に関わらず、従来どおり健診を希望する方に健診を実施します。

○ **40歳～74歳までの方**

加入している健康保険から受診券が送付されます。健診を受診する際には被保険者証といっしょに忘れずに持参してください。受診券を持参しない場合は健診を受診できませんのでご注意ください。

○ **75歳以上の方（65歳以上で後期高齢者医療の被保険者の方も含む）**

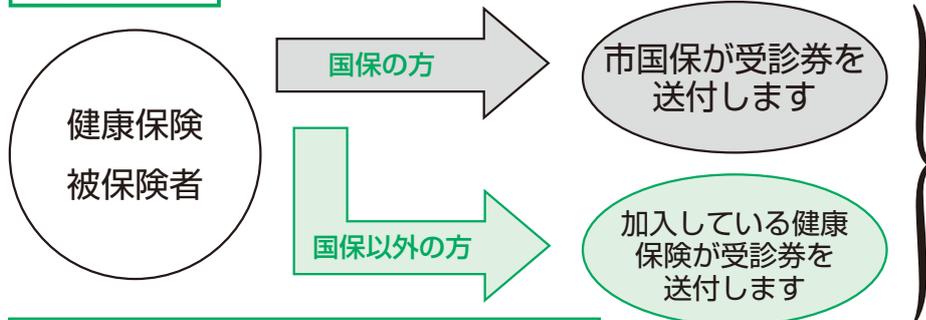
後期高齢者医療広域連合から委託を受け、市で健康診査を実施します。
ただし、糖尿病等の生活習慣病で定期的に通院されている場合や投薬治療を受けている方については、健康診査を受診する必要はありません。

○ **主な変更点（40歳～74歳までの方）**

平成19年度まで

加入している健康保険に関わらず希望する方に受診録を送付。

平成20年度から



平成20年度からは集団健診以外に市と契約する医療機関での健診も受診が可能となります。自己負担額も受診券に記載のある金額となります。

※社会保険加入者で扶養となっている方は、扶養している方を通じて受診券が送付されます。
市からの送付はありません。

特定健診等実施計画

二本松市国民健康保険では、平成20年度から実施する特定健康診査等について、平成24年度までの5年間を一区切りとして実施計画を定めました。

内容については、次のとおりです。

○目標値

平成24年度までに健康診査の受診率を65%まで到達すること、あわせて平成24年度における内臓脂肪症候群の該当者および予備群の人数を平成20年度と比較して10%以上削減することを目標とします。

○特定健診の受診場所について

これまで健診バスによる集団健診のみでしたが、市と契約する医療機関でも健診を受けることができます。

受診機関、日程等は受診券を送付する際に改めてお知らせします。



○健診項目について

特定健康診査で実施する項目は次のとおりです。

健診項目

- ・ 質問項目(服薬・喫煙歴等)
 - ・ 身体測定(身長・体重・BMI・腹囲)
 - ・ 理学的検査(身体診察)
 - ・ 血圧測定・血液検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)
 - ・ 肝機能検査(GOT・GPT・Y-GTP)
 - ・ 血糖検査(HbA1c)
 - ・ 尿検査(尿糖・尿蛋白)
 - ・ ※心電図検査
 - ・ ※眼底検査
 - ・ ※貧血検査
- ※の項目は、国保被保険者のみ対象。

○自己負担額について

特定健康診査の自己負担額は受診券に記載のある金額となります。受診券を確認ください。なお、国保の方の自己負担額は、健診費用の3割相当額となります。

※従来行っておりまして40歳節目健診、70歳以上の方の健診の自己負担無料は、廃止となっております。

○健診を受診された後

受診された結果に基づき、生活習慣病予防のための特定保健指導を実施します。対象の方には改めてご連絡いたします。

◎問い合わせ：

- 《国保に加入している方》
国保年金課国保年金係
☎(55)5106
- 《国保以外の方》
各医療保険者にお問い合わせください。

「各種検診世帯調査」を行います

- 調査検診項目
- ・ 各種がん検診等世帯調査
 - ・ 人間ドック申請
 - ・ 生活機能アンケート
 - ・ 後期高齢者健診受診希望調査
- 調査対象者
- ・ 30歳以上の全市民
 - ・ 21歳以上30歳未満で、平成20年4月1日から平成21年3月31日までに奇数年齢になる女性

調査時期

5月上旬～6月上旬
※本紙と同時に送付します。

調査方法等

各区の班長・区長さん等へ提出してください。
転入された方へ

市民課、各支所市民福祉課、各住民センター窓口にて、検診の案内通知を用意しております。

検診をご希望の方はお電話か直接お申し込みください。

◎問い合わせ：

- 健康増進課予防係
☎(55)5109
- 国保年金課医療給付係
☎(55)5107
- 高齢福祉課介護保険係
☎(55)5115

